## 伊藤忠連合健康保険組合 2018 Summer Vol.271 http://www.itcrengo.or.jp/

平成 29 年度決算のお知らせ/平成 29 年度に実施した主な保健事業/インフルエンザ予防接種費用補助のお知らせ/特定保健指導の対象となられた方へ/平成 30 年 8 月からの法改正/事務局だより/カヌースラローム



健康の情報サイト・ヘルシーファミリー倶楽部等のログインに必要なID・パスワードは広報誌『Kenpo News』本紙に掲載されています。

## 健保組合は常々、

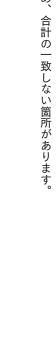
## みなさまの健康維 のことを考えています

29年度は健康保険料率を9・6%に据え置いて事業を運営し、当健保組合の平成29年度決算が承認されましたので、概要をお知らせします。

収支差引は18億7、382万2千円、経常収支では15億88万6千円の黒字で決算を終えることとなりました。

※基型を分にずずられつは型に計せる型のにからによって、この※本文に掲載の金額は、十万円単位を四捨五入しています。

※概要表およびグラフの数値は端数処理のため、合計の一致しない箇所があります。





健康保険分》

## 収



増があげられます。 因には平均標準報酬月額および平均標準賞与額のの262億9、100万円となりました。増加の要いた保険料が予算比6、800万円(0・3%)増収入面では、みなさまと事業主に納めていただ

## 支

## 出

0%)の減、そして高齢者医療制度等への納付7、800万円)は予算比1億2、300万円(1・の医療費の給付に使われた保険給付費(126億みなさまがけがや病気で医療機関にかかった際

ます。 ・ (107億4、000万円) は全体で同比2、 ・ (107億4、000万円) は全体で同比2、 ・ (107億4、000万円) は全体で同比2、 ・ (107億4、000万円) は全体で同比2、

## 収支のポイント

字決算となりました。あらわす経常収支での差引は15億100万円の黒めらわす経常収支での差引は15億100万円の黒収支差引は18億7、400万円、実質的な収支を

11億4、500万円を充てました。結果、多くの健助金を支給するなど、保険料の4・35%にあたる疾病予防を目的とした人間ドック等の健診に補定健診・特定保健指導の受診率向上に努めたほか、定けのは、とりわけ特に掲載してありますが、疾病予防策、とりわけ特に掲載してありますが、疾病予防策、とりわけ特に

保組合の事業にご期待ください。
一今後も、「みなさまの投にたつ各種事業を実施する健保組みなさまのお役にたつ各種事業を実施する健保組みなごまのはまな体の維持」を目的に、診で受診率の向上(前年度比)が認められました。

## **介護保険分**

## 平成29年度

## 収入支出決算概要表

## 健康保険/収入

科目	決算額(千円)
保 険 料	26,290,610
国庫負担金収入	7,097
調整保険料収入	361,498
国庫補助金収入	42,599
財政調整事業交付金	334,497
雑 収 入	15,565
合 計	27,051,866
経常収入合計	26,318,104

## 健康保険/支出

科	B		決算額(千円)				
事	務	費	235,940				
保険	給付	費	12,678,050				
法 定	給付	費	12,521,118				
付 加	給付	費	156,932				
納	付	金	10,740,041				
前期高	齢者納何	金	4,628,849				
後期高	齢者支援	金	5,774,177				
病床転換	事務費拠	出金	26				
退職者	給付拠出	出金	336,938				
老人保	健拠出	金	51				
保 健	事業	費	1,144,850				
還	付	金	1,699				
財政調整	事業拠と	出金	360,803				
連合	会	費	9,133				
積	$\dot{\underline{\mathbf{V}}}$	金	7,400				
そ	の	他	128				
合	計		25,178,044				
経常	支出合計	-	24,817,218				

経常収支差引額 1,500,886 千円

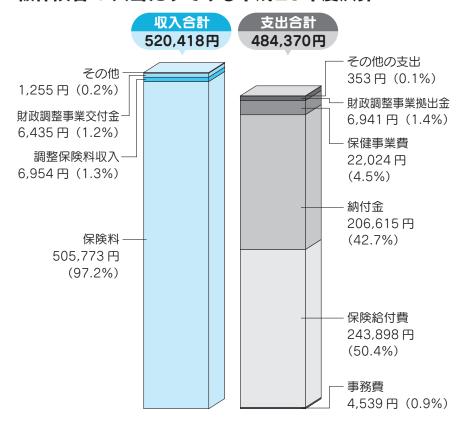
### 介護保険/収入

科目	決算額(千円)
介護保険収入	2,356,008
雑 収 入	56
合 計	2,356,064

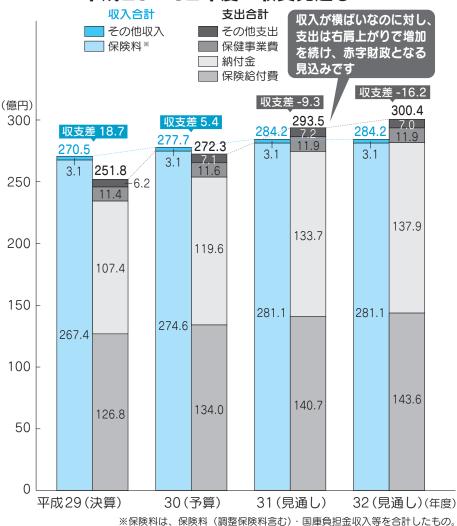
## 介護保険/支出

	科			決算額(千円)				
介	護	納	付	金	2,187,816			
還		付		金	159			
	合		計		2,187,975			

## 被保険者 1 人当たりでみる平成29年度決算(健康保険)



## 平成29~32年度 収支見通し





## 健康は「取り戻す」前に「維持する」もの。 そんなメッセージが詰まった各種事業です

当健保組合が平成29年度に実施した各種健康づくり事業をご紹介します。

毎月の給料やボーナスなどからみなさまや事業主に納めていただいている保険料は、 被保険者や被扶養者のみなさまの病気やけがといった

「不時の出来事」に備えるためのものですが、健保組合は それ以前の、「健康を維持する」ことにも力を入れています。

当健保組合はこうした保健事業に約11億円の予算をあて、

みなさまの健康な毎日をサポートしています。これからもぜひご活用ください。

## **> 特定健康診査**

40歳以上の被扶養者(家族) 3,957人に実施しました。

## 🔑 特定保健指導

健診結果から、生活習慣の改善が必要と判断された793人に実施しました。

## **冷 保健指導宣伝**

- ●『Kenpo News』の配布(年3回/4月、8月、1月)
- ジェネリック医薬品通知(年4回)
- 電話による保健指導 ( 随時)
- ●メタボリックシンドローム予備群の方に対する情報提供 (年1回/719人)
- 受診勧奨・情報提供(年1回/受診勧奨対象者64人、情報提供対象者295人)
- データヘルス計画
- ファミリー健康相談 (365日、24時間対応/1,816人)
- ホームページの公開(随時)
- ●ヘルシーファミリー倶楽部の公開(随時)
- コミュニティーサイトの公開(随時)
- 『すこやかファミリー』の配布 (被扶養配偶者向け/年4回)
- ●介護・健康教室の開催(通年)
- ●健康管理事業推進委員会(年1回)

## **溪** 疾病予防

40歳以上の被保険者・被扶養者に人間ドック補助 金を支給

受診率

被保険者 78.8% 被扶養者 36.9%

- 40歳以上の女性に婦人科検診補助金を支給受診率 被保険者・被扶養者 38.7%
- 30歳以上40歳未満の被保険者に本人健診補助金を支給

受診率 被保険者 80.7%

- 30歳以上被保険者に巡回検診補助金を支給受診率 被保険者 12.2%
- 40 歳未満の被扶養者に家族健診補助金を支給受診率 被扶養者 13.0%
- インフルエンザ予防接種の費用補助接種率 被保険者・被扶養者 27.8%

## **冷 体育奨励**

セントラルスポーツ、ティップネス、ルネサンス、コナミスポーツと契約を結び、利用料金の補助を行いました。

## **②** 契約保養所

クラブエスパス、星野リゾートと契約を結び、利用料金 の補助を行いました。

# インフルエンザ予防接種費用補助の申請方法が変わります

# S証はコピーでの提出でOKです

今年度より、証票として添付いただく領収証は原本ではなくコピーといたします. 近年、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の申告を行う方が増えてきていることから、 1人当たり2、000円を上限として費用補助を行います(年1回)。 今年度もインフルエンザ予防接種を受けた被保険者・被扶養者を対象に、

## 補助金申請方法

ください。 担当者を経由して (任意継続被保険者は健保組合に直接) ご提出担当者を経由して (任意継続被保険者の勤務する事業所の健保ドし、必要事項を記入のうえ、被保険者の勤務する事業所の健保インフルエンザ予防接種補助金請求書 (個人用)】をダウンロー当健保組合ホームページ (ダウンロードサイト)から、【予防11

領収証を折り曲げたり、重ねずにコピーをお願いします。けしてご提出ください。添付用紙は何枚になっても構いません。サイズの用紙にコピーし、申請書類の後ろに左上1カ所をのりづ医療機関に支払った「領収証」の記載内容を確認のうえ、A4

2

## ※【領収証記載内容 確認事項】

❸領収印が押印されているか。

です。 補助の対象となる接種日は、平成30年10月~平成30年12月末日

3

ご協力をよろしくお願いいたします。 申請書類の健保組合への提出期限は、平成31年3月末日です。

4



## すって(学

## なられた方へ特定保健指導の対象と

好のチャンスといえます。イスや支援を受けながら生活習慣を改善させる絶に対しての特別サポートです。専門家からアドバー特定保健指導は、生活習慣病のリスクが高い方

指しましょう! この機会を逃さず、必ず受けてメタボ脱出を目

## ~あなたのがんばりが、 将来の健保を支えます~

「特定保健指導」は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき健保組合に実施が義務づけられておりますが、今年度より「特定保健指導」の実施(完了)率が低い健保組合には後期高齢者医療制度の財源として徴収される支援金にペナルティとして加算が課されるしくみが強化されています。

特定保健指導の対象となられた方は、必ず実施いただき、途中で挫折することなく最後まで継続くださいますようお願いいたします。



## での財ご加算 ご加算 ご施い 売くだ

## 平成30年 月からの法改正

## 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられました

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月から下記のとおりに引き上げられました。

### 〈平成30年7月診療分まで〉

### 70歳以上\*\*1の自己負担限度額/月額 区分 (世帯ごと) 外来 (個人ごと) 80,100 円 現 標準報酬月額 (医療費-267,000円) 役並 57.600 円 28 万円以上 X み 1% 〈44,400 円〉 14,000 円 標準報酬月額 57,600 円 年間上限 般 26 万円以下 〈44,400 円〉 \14万4,000円 II住民税 24,600 円 非課税 低 8.000円 所 I 住民税 得 非課税 15,000 円 (所得が一定以下)

### 〈平成30年8月診療分から〉

	区分	70歳以上 <sup>*1</sup> の 外来 (個人ごと)	自己負担限度額/月額 (世帯ごと)							
	III 標準報酬月額 83 万円以上		療費-842,000円)×1% 40,100円〉							
计	II ** <sup>2</sup> 標準報酬月額 53万~ 79万円	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1 (93,000 円)								
	I ** <sup>2</sup> 標準報酬月額 28万~ 50万円	(80,100 円+ (医療費 - 267,000 円) > (44,400 円)								
	標準報酬月額 26 万円以下	18,000円 年間上限 (14万4,000円)	57,600 円 〈44,400 円〉							
	II 住民税 非課税		24,600 円							
	I 住民税 非課税 (所得が一定以下) 8,000 円									

- 〈 〉は直近 12 カ月間に同じ世帯で 3 カ月以上高額療養費に該当した場合の 4 カ月目以降の金額です。
- $\times$  1 対象世帯に  $70\sim74$  歳と 70 歳未満が混在する場合、まず  $70\sim74$  歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と 70 歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。
- ※2 現役並み区分 I、IIの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

## 70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額が引き上げられました

高額介護合算療養費は、同類に世帯がおり、の受給者護による事務では、の受給者のでは、70歳をは、のの額には、70歳をでは、70歳をでは、70歳をでは、70歳をでは、70歳をでは、70歳をでは、70歳をでは、70歳をできませる。70歳をできませる。

## 〈平成30年7月分まで〉

	区分	70歳以上*1の自己 負担限度額/年額 (8月〜翌年7月)
現役並み	標準報酬月額 28 万円以上	67 万円
— 般	標準報酬月額 26 万円以下	56 万円
低所得	Ⅱ住民税非課税	31 万円
心心门待	I 住民税非課税 (所得が一定以下)	19 万円*2

## 〈平成 30 年 8 月分から〉

区分	70歳以上 <sup>※1</sup> の自己 負担限度額/年額 (8月〜翌年7月)				
III 標準報酬月額 83 万円以上	212 万円				
II 標準報酬月額 53 万~ 79 万円	141 万円				
I 標準報酬月額 28 万~ 50 万円	67 万円				
標準報酬月額 26 万円以下	56 万円				
II 住民税非課税	31 万円				
I 住民税非課税 (所得が一定以下)	19 万円*2				
	III 標準報酬月額83万円以上 II 標準報酬月額53万~79万円 I 標準報酬月額28万~50万円 標準報酬月額26万円以下 II住民税非課税 I 住民税非課税				

- imes 1 対象世帯に  $70\sim74$  歳と 70 歳未満が混在する場合、まず  $70\sim74$  歳の自己負担額に限度額を適用した後、残る負担額と 70 歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。
- ※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は 19 万円、介護保険分は 31 万円の限度額を適用します。

## 65歳以上現役世代並み所得者の介護保険利用者負担割合が引き上げられました

世代間・世代内の公平性を確保し、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、介護保険の2割負担者のうちとくに所得の高い層の利用者負担が3割に引き上げられました。ただし、月額44,400円の負担上限があります。

	負担割合
年金収入等 340 万円以上 <sup>* 1</sup>	2割▶3割
年金収入等 280 万円以上**2	2 割
年金収入等 280 万円未満	1 割

- ※ 1 「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。 夫婦世帯の場合は463万円以上)。
- ※2 「合計所得金額 160 万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額 280 万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合 346 万円以上)」。

## 事務局だより

(公告) 理事長 井坂 博恭

## 退 任

第17期

選定理事	久保 勲	㈱ファミリーマート	平成 30 年 2 月 28 日
選定理事	苧原 達	伊藤忠ロジスティクス(株)	平成 30 年 3 月 31 日
選定理事	泉 知己	中央設備エンジニアリング㈱	平成 30 年 4 月 30 日
常務理事	俵 英夫	伊藤忠連合健康保険組合	平成 30 年 7 月 20 日
選定監事	吉川 照幸	伊藤忠連合企業年金基金	平成 30 年 7 月 20 日
互選理事	今中 健治	豊鋼材工業㈱	平成 30 年 3 月 31 日
互選理事	正 和友	不二製油㈱	平成 30 年 3 月 31 日
互選理事	松本 耕一	伊藤忠食品㈱	平成30年7月6日
互選監事	磯貝 秀次	伊藤忠製糖㈱	平成 30 年 7 月 20 日
互選議員	小林 茂	(株)ニッコー	平成 30 年 3 月 31 日
互選議員	土山 喜生	伊藤忠システック㈱	平成 30 年 6 月 30 日

議員(理事)の異動(敬称略)

就 任

選定理事	坂崎 佳樹	(株)ファミリーマート	平成 30 年 3 月 1 日 (理事就任日 平成 30 年 7 月 20 日)
選定理事	新納 誠	伊藤忠ロジスティクス(株)	平成 30 年 4 月 1 日 (理事就任日 平成 30 年 7 月 20 日)
選定理事	桑原 秀明	中央設備エンジニアリング(株)	平成 30 年 5 月 1 日 (理事就任日 平成 30 年 7 月 20 日)
常務理事	尾形 元	伊藤忠連合健康保険組合	平成 30 年 7 月 20 日
選定監事	西村 雅司	伊藤忠連合企業年金基金	平成 30 年 7 月 20 日
互選理事	川口 浩一	伊藤忠食品(株)	平成 30 年 7 月 20 日
互選理事	池田 裕介	不二製油㈱	平成 30 年 7 月 20 日
互選理事	宇都宮 正	伊藤忠ケミカルフロンティア(株)	平成 30 年 7 月 20 日
互選監事	瀬野 大輔	伊藤忠製糖㈱	平成 30 年 7 月 20 日
互選議員	田中 聡	(株)ニッコー	平成 30 年 7 月 20 日
互選議員	前田 顕	伊藤忠システック(株)	平成 30 年 7 月 20 日
互選議員	江名 昌彦	伊藤忠食糧㈱	平成 30 年 7 月 20 日

なお、第17期議員の任期は、平成32年3月31日までです。

## ●事業所の編入

名 称	所 在 地	編入年月日
松 阪 コ ッ ブ フ ァ ー ム ㈱	三 重 県 松 阪 市	平成30年2月1日
(株) G L コ ネ ク ト	東京都渋谷区	平成30年2月20日
王子・伊藤忠エネクス電力販売㈱	東京都港区	平成30年4月1日
(株) エ ネ ク ス ラ イ フ サ ー ビ ス	東京都港区	平成30年4月1日
(株) エ ネ ア ー ク	東京都港区	平成30年6月21日

## 事業所の削除(廃止)

名 称						所 在 地				也	削除年月日								
(株)	)	松		阪	フ	,		ア		-	-	ム	三 重 県 松 阪				阪	市	平成30年2月1日
S	Α	K	U	R	Α		L	i	n	k	S	(株)	東	京	‡	都	港	区	平成30年3月1日

## ●事業所の名称変更

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
新(変更後)								旧(変更前)	変更年月日		
(株)	エ	ネ	ア	_	ク	中	部	伊藤忠エネクスホームライフ中部㈱	平成30年4月	1	日
(株)	エ	ネ	ア	_	ク	関	西	伊藤忠エネクスホームライフ関西㈱	平成30年4月	1	日
(株)	エ	ネ	ア	_	ク	関	東	伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)	平成30年4月	1	日
紅兒	まサ	ミッ	トコ	イル	セン	ター	- (株)	広島スチールセンター㈱	平成30年4月	1	日

## ●事業所の所在地変更

名 称	新(変更後)	旧(変更前)	変更年月日						
(株) エ ネ ア ー ク 関 西	大阪市中央区	大阪市淀川区	平成30年4月1日						
タキロンシーアイ(株)	東京都港区	東京都中央区	平成30年4月23日						
CIKナノテック(株)	東京都港区	東京都中央区	平成30年4月23日						

平成30年6月末現在 の適用状況

事業所数

201

被保険者数 53,337 人

被扶養者数

40,568人

扶 養 率

0.76人

